

第3章 騒音・振動の現状と対策

第1 概況

騒音、振動は人に不快感を与えるばかりではなく、健康面や精神面にも影響を及ぼすことがあります。その発生源は、自動車、鉄道、工場・事業場、建設作業、一般家庭などです。

当市において、騒音・振動によって問題となっている地域は少なく、概ね良好な状況にありますが、平成18・19年度には、建設作業に伴うもののほか、事業場の設備が原因となる騒音苦情も寄せられております。

また、振動苦情はありませんでした。

第2 騒音・振動に係る調査測定

1. 環境騒音測定

騒音に係る環境基準は、都市計画用途地域の類型ごとに定められています。

当市においては、昭和63年に環境基準地域指定を受け、市内18地点で環境騒音測定を開始、平成11年4月1日には騒音環境基準改定に伴う評価方法変更により、測定方法や測定地点を見直し、市内8地点での測定を実施してきています。

表44に騒音環境基準の時間区分、表45に各地点の環境基準達成状況を示しました。平成18・19年度ともすべての地点において環境基準を満たしております。

図27には平成18・19年度の測定結果、図28に測定地点を示しました。

表44 時間区分

| 区 分 | 昼 間 | 夜 間 |
|-----|------------|------------|
| 時 間 | 午前6時～午後10時 | 午後10時～午前6時 |

表45 環境騒音測定 環境基準の達成状況

| 項 目 | 平成18年度 | 平成19年度 |
|----------------|----------------------------------|----------------------------------|
| 昼間及び夜間に環境基準を達成 | 田茂山、前田、長谷堂、菅生、 諏訪前、茶屋前、田中、宮ノ前 | 田茂山、前田、長谷堂、菅生、 諏訪前、茶屋前、田中、宮ノ前 |
| 昼間に環境基準を超過 | な し | な し |
| 夜間に環境基準を超過 | な し | な し |
| 昼間及び夜間に環境基準を超過 | な し | な し |

図 27 環境騒音測定結果

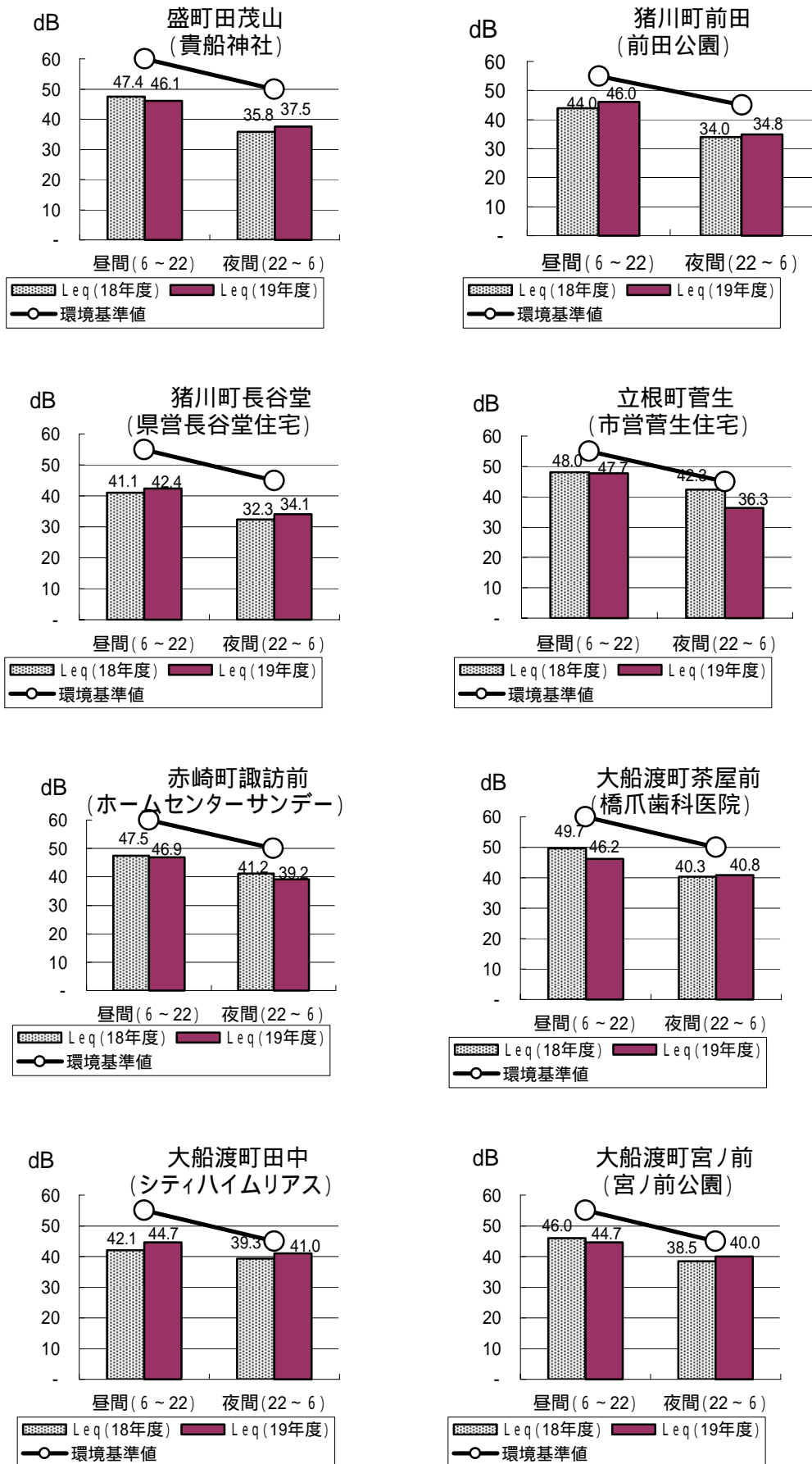
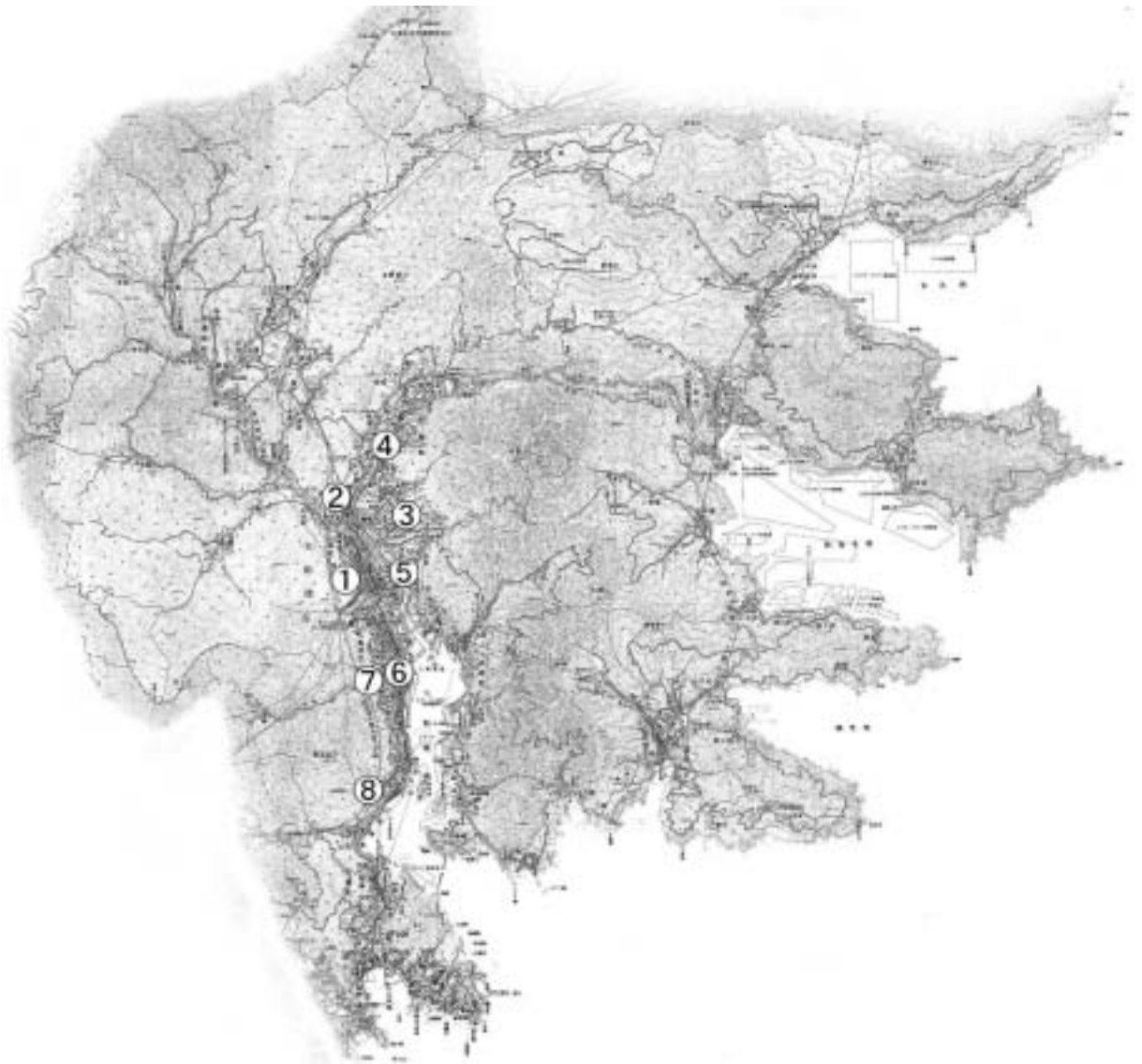


図 28 環境騒音測定地点



| | |
|-----------------|-----------------|
| 田茂山・近隣商業地域 | 諏訪前・工業地域 |
| 前田・第2種中高層住居専用地域 | 茶屋前・近隣商業地域 |
| 長谷堂・第1種低層住居専用地域 | 田中・第2種中高層住居専用地域 |
| 菅生・第1種住居地域 | 宮ノ前・第1種住居地域 |